

別表第 1

適用される 給料表	職種等	学歴、免許等の資格	初任給	
			級	号給
行政職 給料表	事務職員(人事室長が定めるものに限る。)	大学卒	1	23
		短大卒	1	15
		高校卒	1	7
	技術職員(人事室長が定めるものに限る。)	大学卒	1	23
		短大卒	1	15
		高校卒	1	7
	介護福祉職員	社会福祉士及び介護福祉法(昭和62年法律第30号)第39条第3号の規定により介護福祉士の資格を有した者	1	19
	事業担当主事	高校卒	1	11
	船長	海技従事者免許を有する者	1	13
機関長	海技従事者免許を有する者	1	13	
医療職 給料表	理学療法士	大学卒	1	13
	作業療法士	大学卒	1	13
	臨床検査技師	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第15条第2項による試験に合格した者(大学卒に限る。)	1	9
	衛生検査技師	衛生検査技師学校卒	1	5
	臨床工学技師	大学卒	1	13
	視能訓練士	大学卒	1	13
		短大卒後視能訓練の業務に3年以上従事した者	1	17
		高校卒後視能訓練の業務に5年以上従事した者	1	17
	言語聴覚士	大学卒	1	13
言語聴覚士学校卒		1	9	
歯科衛生士	高校卒を入学資格とする修業年限1年以上の歯科衛生士学校を卒業した者	1	1	
医療職 給料表	看護師	准看護師免許取得後3年以上業務に従事し、修業年限2年以上の看護師養成所を卒業した者	1	27
	准看護師	准看護師養成所を卒業した准看護師で高校を卒業した者	1	11

	保健師	准看護師免許取得後3年以上業務に従事し、修業年限2年以上の看護師養成所を卒業し、更に修業年限1年以上の保健師養成所を卒業した者	1	31
	助産師	准看護師免許取得後3年以上業務に従事し、修業年限2年以上の看護師養成所を卒業し、更に修業年限1年以上の助産師養成所を卒業した者	1	31
技能労務職 給料表	事業担当主事補		1	19

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

大学卒（言語聴覚士を除く。） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学の卒業をいう。

大学卒（言語聴覚士に限る。） 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業（言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第4号の規定に基づき指定を受けた科目を修めて卒業した者に限る。）若しくは言語聴覚士法第33条第1号の規定に基づき指定を受けた学校又は言語聴覚士養成所（高校卒を入学又は入所資格とする修業年限4年以上の学校又は施設に限る。）の卒業をいう。

衛生検査技師学校卒 衛生検査技師法の一部を改正する法律（昭和45年法律第83号）による改正前の衛生検査技師法（昭和33年法律第76号）第15条第1項の規定に基づき指定を受けた学校又は衛生検査技師養成所（高校卒を入学又は入所資格とする修業年限2年以上の学校又は衛生検査技師養成所に限る。）の卒業をいう。

言語聴覚士学校卒 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号の規定に基づき指定を受けた学校又は言語聴覚士養成所（高校卒を入学又は入所資格とする修業年限3年の学校又は施設に限る。）の卒業をいう。